

水道料金について

1 水道料金のしくみ

水道料金は、定額の基本料金と使用した水量ごとの従量料金からなっています。

(1) 基本料金

メーター検針や料金徴収の費用など、すべてのお客さまに共通する経費を、使用水量の多少に関係なく、一律にご負担いただく料金で、水道メーターの口径（大きさ）ごとに設定しています。

(2) 従量料金

使用水量に応じてご負担いただく料金で、家事用・業務用などの用途ごとに区分し、使用水量が多いほど料金単価を高く設定しています。

(水道料金表) [2か月につき (税抜き)]

メーター の口径	基本料金	用途	従量料金 (1 m ³ につき)					401 m ³ ~
			1~ 20 m ³	21~ 30 m ³	31~ 40 m ³	41~ 80 m ³	81~ 200 m ³	
13mm	1,520 円	家事用	5 円	106 円	168 円	203 円	229 円	241 円
20mm	1,620 円				業務用	193 円	228 円	
25mm	1,720 円	公衆浴場用	5 円	106 円		62 円		
40mm	2,300 円				プール用	62 円		
50mm	4,750 円	プール用	5 円	106 円		62 円		
75mm	5,850 円				プール用	5 円	106 円	62 円
100mm	7,080 円	プール用	5 円	106 円				62 円
150mm	10,650 円				プール用	5 円	106 円	62 円
200mm	13,760 円	プール用	5 円	106 円				62 円
250mm	20,340 円				プール用	5 円	106 円	62 円
300mm	29,110 円	プール用	5 円	106 円				62 円

注) 平成22年4月1日から適用。

2 水道料金の計算方法



以下の算定式により水道料金を計算します。

$$\text{水道料金} = (\text{基本料金} + \text{従量料金}) \times 1.1$$

(計算例)

家事用で2か月の使用水量が40 m³、メーターの口径が20mmの場合の水道料金。

基本料金	従量料金			消費税及び地方消費税加算	合計
	1~20 m ³	21~30 m ³	31~40 m ³		
(1,620円 + 5円×20 m ³ + 106円×10 m ³ + 168円×10 m ³) × 1.1 = 4,906円					

注) 下水道をお使いになられている場合は、別途、下水道使用料がかかります。

料金業務について

1 営業所の業務

営業所では、水道料金等の算定、請求、料金に関するお問い合わせへの対応などを行っています。また、水道料金等の収納業務については、令和3年度から民間事業者に委託しており、令和5年度からは更に委託範囲を拡大し、水道料金等徴収業務の民間委託を実施しています。

(委託内容)

お住まいの地域	営業所	委託内容
中区、東区 南区、西区	中央営業所	<ul style="list-style-type: none">• 営業所の窓口業務• 滞納料金の徴収（給水停止や解除作業を含む。）• 引っ越し時の料金清算などの現金徴収• 使用開始や口座振替に関する事務• 2カ月に1度の水道メーターの検針• 料金請求に関する事務（料金に関する問い合わせ・相談を含む。）• 引っ越し時の料金清算に伴う水道メーターの検針
安佐南区	安佐南営業所	<ul style="list-style-type: none">• 営業所の窓口業務• 滞納料金の徴収（給水停止や解除作業を含む。）• 引っ越し時の料金清算などの現金徴収• 2カ月に1度の水道メーターの検針
安佐北区	安佐北営業所	
安芸区、安芸郡 府中町・坂町	安芸営業所	
佐伯区	佐伯営業所	

2 業務内容について

(1) 使用開始の受付

お客さまが水道の使用開始をする場合に、水道料金等の算定に必要なお客さまの情報（使用開始日、お客さま名、請求先住所、お電話番号など）が必要となります。

(使用開始の申込み方法)

- ① 電話またはFAX（引越お客さま受付センターへ）
- ② 使用申込みハガキ（ご使用される場所に備え付けてあります。）

③ インターネット（広島市水道局ホームページから）

(2) 検針

広島市と安芸郡府中町・坂町を合せて約64万件の水道メーターを効率良く検針するため、1つの区を6つのブロックに分け、偶数月に1・2・3ブロックを、奇数月に4・5・6ブロックを検針し、「ご使用水量のお知らせ」をお届けしています。

下図では、大きな四角が区を表しています。その区を6つに分け、1ブロックの地域をおおむね偶数月の1日から5日の間で検針し、6日からは2ブロックの地域を検針していきます。すべての給水区域をこのように6分割しています。

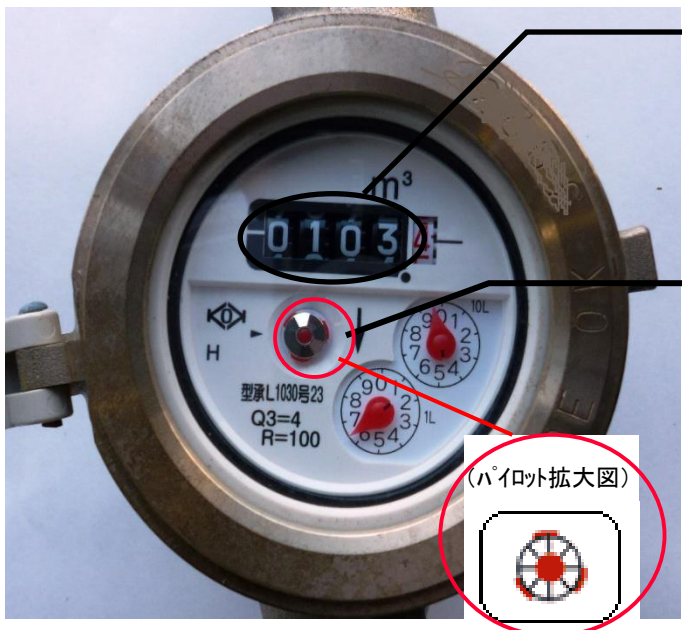
(検針ブロック)

△△区

J町一丁目 (5ブロック)		I町 (4ブロック)	D町 (2ブロック)		A町 (1ブロック)
J町二丁目 (5ブロック)			F町 (3ブロック)	E町 (2ブロック)	B町 (1ブロック)
K町 (6ブロック)	J町三丁目 (5ブロック)		C町一丁目 (2ブロック)		
	L町 (6ブロック)	G町 (3ブロック)	C町二丁目 (2ブロック)		
	M町 (6ブロック)		H町 (3ブロック)		

ブロック		検針日
1	偶数月	1~5日
2		6~15日
3		16~25日
4	奇数月	1~5日
5		6~15日
6		16~25日

(水道メーター)



検針時に読むところ

この場合 103 m³

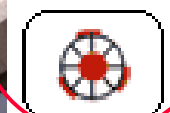
前回検針時に 61 m³だと

今回のご使用水量は 42 m³

パイロット

メーターの中を水が流れると回ります。どこも使っていないのに回ってれば、どこかで漏水しています。

(パイロット拡大図)



(3) 料金の算定

検針により計量した使用水量をもとに料金を算定します。いつもと比べて使用水量が多い場合や、表札がご契約のお名前と異なっているなどの場合は、調査した後に料金を算定します。

(4) 請求

算定した水道料金等をお客さまにお支払いいただくために、あらかじめお支払方法を次の2つの中から決めていただいています。

- ① 口座振替制…お客さまよりご指定された預貯金口座から引き落としさせていただく方法
 - ② 納付制…お客さまに請求書を郵送し、コンビニエンスストア、スマートフォン決済、金融機関などでお支払いしていただく方法
- 請求は検針ブロックごとに行っています。

(請求サイクル)

地区	検針日	お支払い期限 (口座引落日)	督促お支払い期限 (口座引落日)	催告	給水停止
1・4 ブロック	1日 ～5日	検針月の27日 (検針月の18日)	検針月の翌月の22日 (検針月の翌月の18日)	(検針月の翌々月から) 支払催告書の郵送・現地訪問	催告後、お支払いの無いもの
2・5 ブロック	6日 ～15日	検針月の翌月の7日 (検針月の28日)	検針月の翌々月の2日 (検針月の翌月の28日)		
3・6 ブロック	16日 ～25日	検針月の翌月の17日 (検針月の翌月の8日)	検針月の翌々月の12日 (検針月の翌々月の8日)		

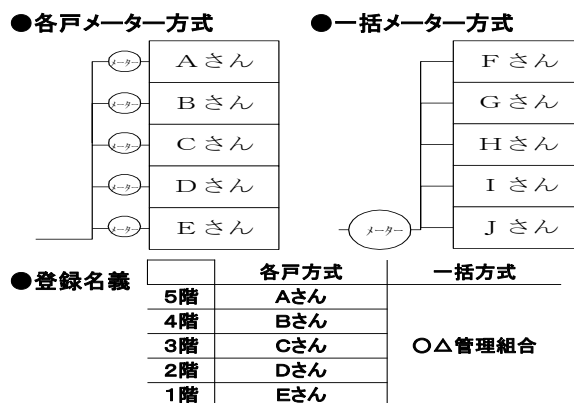
※お支払い期限または口座引落日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日です。

3 水道料金算定特例制度



(1) マンション等の給水方式

マンション等のメーターの設置方式は、各戸メーター方式と一括メーター方式の2通りあります。



(2) 特例制度の料金算定方法

一括メーター方式の場合、1つのメーターで複数戸のお客さまが水道を使用されることから、計量する使用水量が多くなり、高い料金単価の適用部分が多くなるため、入居されているお客さまの負担が大きくなります。

このため、各戸メーター方式にお住まいのお客さまとの負担の均衡を図るため、各戸に口径13mmのメーターが設置されているものとみなし、かつ、各戸のお客さまが水量を均等に使用したものとみなして、入居戸数分の基本料金と低額な従量料金で水道料金を算定し、代表者の方へ一括してお支払いいただきます。

なお、特例制度には適用条件がありますので、詳しくは、[広島市水道局ホームページ](#)をご覧ください。

(計算例)

家事用でメーターの口径が25mm、10世帯で2か月の使用水量が500m³の場合の水道料金(税込み)

区分	制度を利用しない場合	制度を利用した場合
水道局から代表者への請求額	123,706円	70,290円 (各戸が50m ³ ずつ使用したとみなして算定)

注) 下水道使用料の取扱いも同様になります。

※ 制度を利用した場合、すべてが計算例のように請求額が下がるものではなく、単身用のマンションなど使用水量が少ない場合には、制度を利用しない場合と比較して請求額が上がる場合があります。

4 福祉減免制度



広島市の社会福祉施策の一環として、該当する世帯の水道料金等について、2か月につき使用水量が0～20m³の料金相当額を減免する制度です。

(1) 減免額（メーターの口径20mmの場合、税込み）

水道料金 1,782円～1,892円（0～20m³料金相当額）

下水道使用料 1,529円～1,573円（0～20m³使用料相当額）

(2) 対象世帯

- ① 生活保護を受けておられる世帯
- ② 中国残留邦人等の支援給付を受けている方がおられる世帯
- ③ 障害者のおられる世帯
- ④ 寝たきり老人等のおられる世帯
- ⑤ ひとり親世帯
- ⑥ 民間が運営する、光熱費を入居者等が負担している社会福祉施設